

令和 3 年度

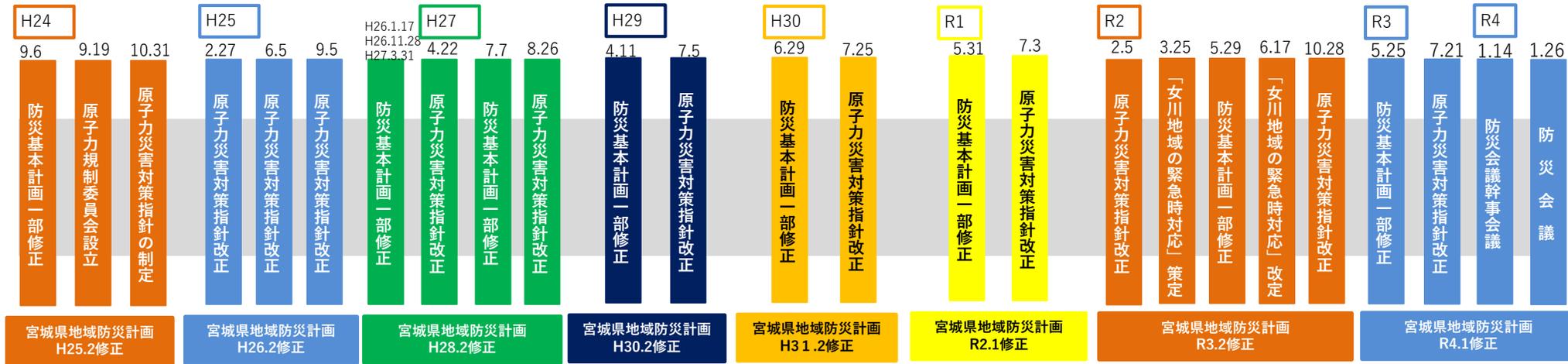
宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について

【目 次】

- | | | |
|---|--------------------|-------|
| 1 | 修正の経緯 | ・・・ 1 |
| 2 | これまでの修正の概要 | ・・・ 1 |
| 3 | 令和 3 年度の主な修正内容について | ・・・ 2 |

1 修正の経緯

※防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正、修正状況は主なものについてのみ記載



2 これまでの修正の概要

H24年度 (H25.2)

- 原子力災害対策重点区域の導入
PAZ：予防的防護措置を準備する区域
UPZ：緊急防護措置を準備する区域
- 防護措置の新しい判断基準の導入
EAL：緊急時活動レベル
OIL：運用上の介入レベル

H25年度 (H26.2)

- 緊急時活動レベル (EAL)の全面修正
・緊急事態区分に該当する個々のEALの全面修正
- 緊急時モニタリング体制
・国による緊急時モニタリングの統括
- 安定ヨウ素剤
・安定ヨウ素剤予防服用体制を区域に応じた構築

H27年度 (H28.2)

- 予測的手法から実測値の重視
・避難や一時移転の判断について、放射性物質の拡散予測の結果を参考とする文言の削除
- 避難退域時検査の実施
・OILに基づく防護措置として住民等を対象とした検査の実施
- 原子力災害医療体制の整備
・「被ばく医療体制」から「原子力災害医療体制」に移行

H29年度 (H30.2)

- 緊急時活動レベル (EAL)の修正
・地震・津波等の自然災害に対する要件や新規基準に適合していない実用発電用原子炉用の要件の修正など
- PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域の設定
・離島部やPAZ内を通過しなければ避難ができない牡鹿半島部
- 防護措置及び一時移転等の実施方針の作成
・県及び国が相互に協力して、緊急事態区分の進展に応じて作成

H30年度 (H31.2)

- 緊急時活動レベル (EAL)の区分に関する文言の整理
・掲載している「緊急事態区分とEALの枠組み」について、いわゆる「冷却告示」の対象施設が適用外であることを明記
- 放射線による影響に関する文言の修正
・確定的影響を回避→重篤な確定的影響を回避し又は最小化
・確率的影響のリスクを最小限に抑える→確率的影響のリスクを低減する

R1年度 (R2.1)

- 原子力災害医療体制に関する文言の追記・整理
・広域的な原子力災害体制の構築
- 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制に関する文言の追記・整理
・平時から周知すべき内容
・事前配布における薬剤師の協力体制の構築
・副作用に係る医療体制の整備

R2年度 (R3.1)

- 防災基本計画の修正の反映
・原子力被災者生活支援チームの早期設置
・被災自治体支援チームの派遣
・避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- 原子力災害対策指針の改正の反映
・緊急時活動レベル (EAL)の判断基準の一部見直し
- 「女川地域の緊急時対応」の反映
・学校等施設における防護措置の具体化
・UPZ (緊急防護措置を準備する区域)の範囲の追加

3 令和3年度の主な修正内容について

防災基本計画の修正の反映

1. 災対法の改正に伴う修正 ① 避難勧告・避難指示の一本化

「避難勧告又は避難指示」



「避難指示」

[新旧対照表p10他]

② 個別避難計画の努力義務化 個別避難計画に係る規定を追記

[新旧対照表p9]

③ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定等の措置

原子力緊急事態宣言以降において、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に広域避難させるにあたって必要となる自治体間の協議に関する規定を追記

[新旧対照表p26,27]

2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、避難所のレイアウトや動線の確認及び可能な限り多くの避難所の開設に努める旨を明記

[新旧対照表p8他]

3. その他（用語等）

原子力災害対策指針の修正の反映

施設敷地緊急事態要避難者の定義の改正

施設敷地緊急事態要避難者の定義を以下のとおり改正

- PAZ内のすべての妊婦、授乳婦、乳児及び乳幼児の保護者等を明記
- 避難の実施により健康リスクが高まる者を含める
- 「安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの」を除外

[新旧対照表p2,7,23]

冷却告示への対応

女川原子力発電所1号炉が令和3年5月19日付け冷却告示の対象施設※として追加されたことを受け、1号炉に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を2号炉・3号炉におけるPAZと同一の範囲とし、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）とする。

※ 原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設

[新旧対照表p3,4]

体制見直し

1. 原子力災害警戒配備及び災害対策本部体制の見直し

復興・危機管理部の新設に伴い、本部事務局の体制を整理したほか、分掌事務及び対応課・公所を整理

[新旧対照表p13~19]

2. 現地災害対策本部体制の見直し 自然災害との複合災害時への対応を考慮し、県現地本部の役割を整理した上で規模を適正化

[新旧対照表p20,21]

その他の修正内容

1. 防災業務従事者の防護指標

女性の被ばく線量等放射線業務従事者の線量限度の規定に準じて明記

[新旧対照表p22]

2. 原子力災害医療活動等実施系統図 原子力災害医療体制が「原子力災害拠点病院」等に移行したことに伴い系統図を更新

[新旧対照表p31,32]

冷却告示への対応

現 行

修正後

1号・2号・3号炉



1号炉



2号・3号炉

